

(平成23年4月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入し、申立期間については妻が夫婦二人分の国民年金保険料を町役場で納付していたので、私の所持している「平成12年度町民税・県民税の税額等の明細」には61万2,100円の社会保険料控除を受けていることが記載されている。納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を町役場において納付し、税の申告において社会保険料控除を受けたと申述しているところ、申立人から提出された「平成12年度町民税・県民税の税額等の明細」において61万2,100円の社会保険料控除額が確認でき、当該社会保険料控除額から11年度の国民健康保険税額を控除すると申立期間における夫婦二人分の前納保険料額と一致し、当該社会保険料控除額には申立期間の保険料が含まれていることが推認できることから、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入し、申立期間については私が夫婦二人分の国民年金保険料を町役場で納付していたので、私の夫が所持している「平成12年度町民税・県民税の税額等の明細」には61万2,100円の社会保険料控除を受けていることが記載されている。納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、夫婦二人分の国民年金保険料を町役場において納付し、税の申告において社会保険料控除を受けたと申述しているところ、申立人の夫から提出された「平成12年度町民税・県民税の税額等の明細」において61万2,100円の社会保険料控除額が確認でき、当該社会保険料控除額から11年度の国民健康保険税額を控除すると申立期間における夫婦二人分の前納保険料額と一致し、当該社会保険料控除額には申立期間の保険料が含まれていることが推認できることから、申立人が夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 59 年 9 月まで

私は、会社を退職し、母から国民年金の加入を勧められたので、A 区役所で加入手続を行った。昭和 58 年 11 月に B 区に転居したが、申立期間の国民年金保険料は B 区の出張所で納付した記憶があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、オンライン記録において、申立期間直前の昭和 58 年 3 月から同年 9 月までの国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人の所持する年金手帳及び被保険者名簿により、申立人は同年 11 月に B 区へ転入した際の住所変更手続を適切に行っていることが確認できる。

また、申立人は申立期間の保険料は B 区の出張所において納付したと申述しているところ、申立期間当時、同区の出張所において保険料の納付が可能であったことが確認できる上、申立人が定期的に納付していたとする保険料額と申立期間当時の法定保険料額はおおむね一致していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人は、ベビーカーに子供を乗せて、B 区役所の出張所に保険料を納付しに行ったと述べており、その申述内容は具体的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月まで

私は、市役所から女性の集金人が訪れたときに、夫の国民年金保険料と一緒に申立期間の保険料を納付しており、申立期間において、夫の申立てが認められ、年金記録が訂正されているので、私の年金記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金の加入手続を行った昭和48年度以降60歳に到達するまでの国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は、10か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みであることから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間当時、市役所から女性の集金人が訪れたときに、夫婦二人の保険料を納付したと申述しているところ、A市においては、集金人制度は昭和39年から63年頃まで存続し、申立人の居住地区では女性の専任徴収員が保険料を集金していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年8月から同年9月までの期間及び同年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私が最初に勤めた会社を退職してから結婚するまでの間、父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても市役所又は自治会を通じて納付してくれていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月26日発行の国民年金手帳を所持しており、当該手帳の国民年金印紙検認記録欄には申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されている上、被保険者台帳においても申立期間の保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和46年8月から同年9月までの期間及び同年11月から47年3月までの期間については、申立人は被用者年金制度に加入していないため、当該期間は国民年金の強制被保険者として保険料納付済期間となるべきところ、オンライン記録において未加入の期間となっている上、申立期間のうち46年7月及び同年10月については、申立人は厚生年金保険被保険者となっており、被保険者台帳において申立期間の保険料が還付及び充当された記録は無いことから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和46年7月及び同年10月は厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、納付記録の訂正を行うことはできない。

千葉国民年金 事案 3470

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 48 年 3 月まで

私は、20 歳の頃、同僚たちが国民年金保険料を納付していたので、私も同じように国民年金に加入して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者名簿から昭和 48 年 4 月 23 日に払い出されたことが確認でき、払出時点において申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、20 歳で国民年金に加入して以降、申立期間を除き保険料は全て納付していることから、申立期間の保険料について納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月及び同年 10 月
② 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで

私は、昭和52年11月に国民年金に加入して以降、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については、国民年金被保険者の資格取得日が変更されていることについて私自身は覚えていないが、義母が私の代りに変更の手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思うので調査してほしい。

また、申立期間②については、いつもの納付場所とは違うところで夫の保険料と一緒に納付した記憶があり、未納のはずはないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和52年11月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納は無く、申立人の夫は、国民年金加入期間の大部分の国民年金保険料を納付しているなど、申立人及びその夫の納付意識の高さが認められる。

また、申立人は、申立期間②当時の保険料の納付場所、納付方法等について具体的に申述している上、申立期間②の前後の期間の保険料は納付済みであり、3か月と短期間であることを考え合わせると、申立期間②の保険料は納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が昭和52年11月14日（任意加入）から同年9月1日（強制加入）に訂正されていることが確認できるところ、同手帳には、58年1月

5日に住所変更手続きを行ったことが記載されており、資格取得日の変更も同日に行われたものと推認できることから、同時点で申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、当該資格取得日の訂正について記憶が無く、申立期間①の保険料を納付したとする義母は既に亡くなっており、申立期間①に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月から同年 8 月まで

私は、昭和48年9月29日に、同年9月から49年8月までの1年分の国民年金保険料をA銀行B支店（当時）で全額納付した。その後は、毎年前納してきたのに、申立期間がみなし免除期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立期間は、申立人が保険料を前納したものの、前納期間中の保険料額の改定に伴い、前納保険料が改訂後の保険料として充当されたことにより生じた差額保険料の納付を要する期間がみなし免除期間とされたものであり、社会保険庁（当時）では市町村を通じ、対象者に対して追加納付すべき額等の通知を行うこととされていることから、申立人に対しても追加納付の通知が送付され、申立人は当該期間の保険料を追加納付する機会があったと考えられる。

さらに、申立人は、その夫が勤務するA銀行の金銭信託の利息で保険料を納付していたと申述しており、経済的にも安定していたものと推認できることから、申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3473

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年6月まで

私は、平成8年11月に婚姻に伴う手続を行うために夫と二人でA市役所に行った際、夫が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料として納付書に手持ちの現金を添えて納付したのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年6月28日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月に行われたことが推認される。この時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以降の保険料を全て納付しており、前納制度を利用して納付するなど納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私が A 県 B 市に住んでいたとき、父が私の国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和 47 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る同市 C 課 D (職名) 作成の国民年金保険料過年度未納分領収証を所持しているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市 C 課 D (職名) の発行した昭和 47 年 2 月から同年 3 月までの期間及び申立期間に係る 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料過年度未納分領収証を保管しているところ、特殊台帳では 47 年 2 月及び同年 3 月については納付済み、48 年 1 月から同年 3 月までは未納と記録されているが、オンライン記録ではどちらも未納とされ、E 年金事務所は平成 22 年 12 月 24 日に特殊台帳に納付記録が記載されている昭和 47 年 2 月及び同年 3 月のみオンライン記録の訂正処理を行うなど行政側に記録管理の不手際が見受けられる。

また、特殊台帳の昭和 48 年 2 月及び同年 3 月の納付記録欄に、納付印を押した後、二重線で消している誤記が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、結婚と同時にA市役所で国民年金の加入手続を行い、また、昭和45年4月に転居したB市C支所（当時）で加入手続を行った。それぞれの居住地で、給料が支給されると1か月分の国民年金保険料を袋に入れ、一期ごとに保険料を納付書で納付していた。私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、特殊台帳及びA市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立人が昭和45年4月21日に国民年金の被保険者資格を任意で取得したことが確認でき、任意加入当初から国民年金保険料を未納とすることは考え難く、申立期間②は24か月と比較的短期間であることから、申立期間②の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録、上記特殊台帳及び被保険者名簿において国民年金に未加入の期間であることが確認できることから、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間①の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3476

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月

私の申立期間の国民年金保険料は、自分で加入手続きを行い、納付書で納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から平成元年8月頃に行われたことが推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、その納付意識の高さが認められる上、申立期間は1か月と短期間であることから申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 3477

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 及び 同年 11 月

私は、昭和 49 年頃、A 区役所又はA 区役所出張所（当時）で、国民年金保険料を納付していたことを記憶しているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和49年4月頃に行われたことが推認でき、この時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料を全て納付しており、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適正に行うなど納付意識の高さが認められる上、申立期間は2か月と短期間であることから申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年7月16日であると認められることから、当該期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年5月1日まで
② 昭和40年6月29日から41年2月まで

私は、A社に昭和38年10月に入社し、41年2月に退職するまで、B社C支店に出向し、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち昭和40年6月29日から同年7月16日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、同年7月16日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（40年7月16日から同年6月20日に遡って訂正）より後の同年11月4日付で、同年6月29日に遡って訂正されていたことが確認できる。

また、上記被保険者名簿により、申立人同様、資格喪失日を昭和40年7月16日から同年6月29日に遡及訂正された被保険者が申立人を含め42名いることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から同年7月16日までA社が適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

さらに、上記遡及訂正が行われた42名のうち、連絡の取れた複数の元同僚は、「A社での厚生年金保険の資格喪失日と退職日とにずれがある。」と供述している上、同社での資格喪失直後に国民年金に加入

し国民年金保険料を納付した2名は、いずれも国民年金の資格取得年月が昭和40年7月となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和40年6月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年7月16日に訂正することが必要である。

また、昭和40年6月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年5月の社会保険事務所の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間①及び②のうち昭和40年7月16日から41年2月までの期間については、上記被保険者名簿において、A社が適用事業所でなくなった日まで在籍していた42名のうち、8名から文書にて回答が得られ、うち申立人を知っていると回答した1名から聴取したが、申立人の入社日及び退職日について具体的な供述は得られず、申立人が当該期間において同社に勤務していたことまでは確認できなかった。

また、申立人が当時一緒に働いていたとして氏名を挙げたB社C支店の従業員4名は、いずれも同社の被保険者名簿で確認できるところ、うち2名と連絡が取れたが、「申立人のことは知らない。」と供述している。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も所在不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち昭和40年7月16日から41年2月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 8 月 5 日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 8,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（27 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 5 日

A 社は、平成 20 年 8 月 5 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の標準賞与額を一桁誤って届出をしており、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付しなかった。23 年 1 月 7 日に当該賞与に係る賞与支払届を再提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 2 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月に 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書により、申立人は、当初記録されていた標準賞与額より高い標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成 20 年 8 月 5 日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、給与明細書における保険料控除額から、27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 8 月 5 日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、30 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 3 万円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 5 日

A 社は、平成 20 年 8 月 5 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の標準賞与額を一桁誤って届出をしており、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付しなかった。23 年 1 月 7 日に当該賞与に係る賞与支払届を再提出しているため、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 3 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月に 30 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（30 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（3 万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成20年8月5日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 8 月 5 日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 8,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（27 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 5 日

A 社は、平成 20 年 8 月 5 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の標準賞与額を一桁誤って届出をしており、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付しなかった。23 年 1 月 7 日に当該賞与に係る賞与支払届を再提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 2 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月に 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書により、申立人は、当初記録されていた標準賞与額より高い標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成 20 年 8 月 5 日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、給与明細書における保険料控除額から、27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 8 月 5 日に支給された賞与における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、28 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の 2 万 8,000 円とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額（27 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 27 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 8 月 5 日

A 社は、平成 20 年 8 月 5 日に賞与を支給し、厚生年金保険料を控除したが、賞与支払届の標準賞与額を一桁誤って届出をしており、申立てに係る標準賞与額に基づく保険料を納付しなかった。23 年 1 月 7 日に当該賞与に係る賞与支払届を再提出しているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初 2 万 8,000 円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 1 月に 28 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（28 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（2 万 8,000 円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与明細書により、申立人は、当初記録されていた標準賞与額より高い標準賞与額に基づく保険料を事業主により平成 20 年 8 月 5 日支給の賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、給与明細書における保険料控除額から、27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行わなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 3419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 6 日から 4 年 9 月 30 日まで

私は、A社B事業所に勤務していた平成 3 年 7 月から 14 年 4 月までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与総支給額よりも低い金額となっている。申立期間と申立期間後の給与の振込額が記帳された預金通帳を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳により、申立人は、平成 3 年 7 月から 5 年 12 月までA社から給与が振り込まれていることが確認でき、申立期間中の 4 年 9 月までの厚生年金保険料等を控除した後の振込額と、申立期間後に標準報酬月額が 15 万円となった後の期間の厚生年金保険料等を控除した後の振込額に差はほとんど認められない。

また、オンライン記録により、申立人は、平成 3 年 7 月 6 日の厚生年金保険の被保険者資格の取得時は、標準報酬月額が 16 万円とされているが、その翌々月の同年 9 月 11 日に、標準報酬月額が 9 万 8,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（15 万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、当該事業主は、申立期間当時の関係資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 3420

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和 61 年 4 月 1 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、16 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月末までA社B支店に勤務したが同年 3 月の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで、A社B支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出されたC厚生年金基金加入員証の基金記入欄及び企業年金基金連合会が保管する厚生年金基金加入員台帳により、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日まで基金に加入していることが確認できるところ、厚生年金基金の記録が訂正された形跡は認められない上、同基金の記録を引き継いだ企業年金基金連合会では、同基金の届出書が複写式であったか否かは不明と回答しているものの、その届出方式が複写式でなかったと認められる周辺事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された厚生年金基金の中脱記録により 16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月21日から同年12月1日まで

私は、B社に昭和38年5月に入社してから、途中、A社に移籍し平成9年5月末まで継続して勤務していたのに、A社に移籍した時期の厚生年金保険の被保険者記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和62年1月から同年12月までの給与明細書により、申立人は、当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和62年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるが、申立人及び元同僚の証言により5人の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和62年12月の給与明細書により、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としているものの、同社は適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月6日から同年11月6日まで

私は、A社に昭和47年10月から正社員として勤務したが、当該事業所の厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録が同年11月6日からとなっており、申立期間の被保険者記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は、「申立人が、昭和47年10月に入社したことを覚えている。当時、試用期間は無く、正社員として入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入させている。」と回答している。

さらに、元同僚2名は、「当該事業所に試用期間は無かった。」と供述しているところ、元同僚7名を調査したところ、回答のあった5名が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期が一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年11月のオンライン記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は当時の関係資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社が承継）における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月1日から同年8月1日まで

私は、昭和39年にC区に所在したA社からD県E郡の同社F工場に転勤し、G（作業）に従事した。当時どこの工場に在籍していたか不明だが連続勤務していたことは間違いないので、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年8月1日にA社から同社F工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「資格喪失日については、両社における事務の連携が適切でなく、当時の担当者が資格喪失日を誤って届け出たのではないかと思われる。」と回答していることから、事業主は同年5月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会

保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から51年8月1日まで

私は、A社に勤務した昭和50年10月から51年7月までの10か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が19万円から13万4,000円に下げられているが、当時の勤務形態に変化は無く標準報酬月額が下がるはずがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和51年分給与所得の源泉徴収票により、同年1月から標準報酬月額20万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人の申立期間における勤務実態について、職務内容に変化は無く、病気や休職等も無かった。」と供述している上、申立人が氏名を挙げた3人の元同僚及び当時の部長、工場長を含む昭和50年10月1日の定時決定の対象となった10人を抽出調査した結果、いずれも標準報酬月額は増額しており、申立人のように減額となっている者はいない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額（20万円）に見合う保険料を給与から控除していたと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正する

必要がある。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明と回答しており、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の見合の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月27日

A会計事務所は、平成19年12月27日に支給した賞与に係る賞与支払届を22年11月4日と同年12月14日に提出したが、時効により年金額に反映されないことから年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月27日に支給された賞与については、A会計事務所から提出された「19年3回分賞与一覧表（個人別）」により、申立人が主張する〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件6件（別添一覧表参照）

別添一覧表

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
3425	女		昭和23年生		52万5,000円
3426	男		昭和47年生		56万4,000円
3427	女		昭和38年生		43万8,000円
3428	女		昭和36年生		42万6,000円
3429	男		昭和50年生		76万4,000円
3430	女		昭和32年生		24万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月20日から26年6月1日まで
② 昭和27年11月30日から28年2月2日まで
③ 昭和29年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社（昭和26年10月にD社からA社に名称変更）に23年11月20日から51年10月9日まで途中転勤はあったものの継続して勤務していたが、このうち23年11月20日から26年6月1日までの期間、27年11月30日から28年2月2日までの期間及び29年8月31日から同年9月1日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人から提出されたD社E支店への配属辞令、A社退職時の辞令、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間③において同社に継続して勤務し（同社C支店からF支店に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「A社においては、通常月末の異動は考えられないので、転勤辞令の発令日は、昭和29年9月1日付けであったと思う。」と供述しているところ、転勤先である同社F支店の

申立期間③における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に月末付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はいないことから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和29年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人から提出されたD社E支店への配属辞令、A社退職時の辞令及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がD社E支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は「申立期間①に係る保険料の控除、資格取得及び喪失の届出については、当時の資料が保存されておらず不明である。」と供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立人がD社G支店において昭和26年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に払い出されたものであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間②については、申立人は、「A社C支店が設置されたときに、同社G支店から同社C支店に転勤になった。申立期間②については同社C支店に勤務していたと思う。」と供述している上、事業主は、「日付けは不明だが、同社C支店の設置は昭和27年12月である。」と回答していることから、申立人が同社C支店の設置に伴い異動したことは推認

できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社C支店は昭和28年2月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、事業主は「申立期間②に係る保険料の控除、資格取得及び喪失の届出については、当時の資料が保存されておらず不明である。」と供述している。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳により、申立期間②以前からD社又はA社における厚生年金保険の加入記録を有し申立人と同時期に同社C支店において厚生年金保険被保険者の資格を取得している元同僚2名についても、同社C支店に異動する直前の一定期間については厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を昭和37年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月20日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和24年に入社してから定年により退職するまで、途中で辞めることなく継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が37年9月の1か月分のみ未加入とされていることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された人事記録及び回答書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和37年9月20日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思われると回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 3478

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から同年12月までの期間及び11年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成10年9月から同年12月まで
② 平成11年6月

私は、結婚する前の期間の国民年金保険料が未納であったが、未納期間の保険料は結婚後に夫が県内の金融機関において1か月分ずつ納付書により納付していたので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、夫が金融機関において1か月分ずつ納付書により納付していたと主張するところ、オンライン記録において、申立人は、平成12年11月分の保険料を13年1月12日に、11年1月分の保険料を時効が到来する直前の13年2月26日に納付し、以後申立期間②を除き、11年2月以降の過年度保険料を1か月分ずつ毎月納付していることが確認できるが、申立人が過年度保険料の納付を開始した13年2月26日の時点において、10年12月以前の保険料は時効により納付できないことから、申立人が申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

また、オンライン記録において、申立期間の納付記録について取消等の不自然な事務処理を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後であることから、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は低い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 2 年 9 月までの期間及び 3 年 6 月から 4 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 9 月まで
② 平成 3 年 6 月から 4 年 10 月まで

私は、昭和 62 年 7 月に会社を退職後、長期留学したため、母に国民年金の加入手続を行ってもらった。私が所持している当時の手帳及び記憶から、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付書は一時帰国した平成 2 年 7 月 20 日及び 3 年 11 月 26 日に母と一緒に市役所に出掛けたときに作成してもらい、保険料は母が市役所か郵便局で納付した。申立期間②のうち 4 年 4 月からの保険料は私が納付したはずであり、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、留学期間の途中で 2 度一時帰国した際に、申立人の母と市役所に行き、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付書を受け取り、申立人及び母が申立期間①及び②の保険料を納付したと主張するところ、申立人の所持する手帳の平成 2 年 7 月 20 日及び 3 年 11 月 26 日の欄に市役所に行ったことが記載されていることは確認できるが、2 年 7 月 20 日時点において、申立期間①のうち昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの保険料は時効により納付することができない上、申立人が市役所に行き納付書を受け取ったとする平成 3 年 11 月 26 日において、申立期間②のうち 4 年 4 月から同年 10 月までの期間は新年度であるため、旧年度中に新年度の納付書が作成されることは通常の事務処理では考えられない。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっており、具体的な保険料の納付状況は不明である上、申立期間①及び②は合わ

せて50か月と長期間にわたっており、オンライン記録において取消等の不自然な事務処理を行った形跡は見当たらないことから、これほどの期間において行政側の納付記録の管理に誤りが発生したとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、申立人の確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 8 月から 4 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から平成元年 3 月まで
② 平成元年 8 月から 4 年 10 月まで

昭和 54 年 9 月頃、母が私の国民年金の加入手続を行い、以降、国民年金保険料は、私が結婚をするまで母が滞ることなく納付していたはずなのに、申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 54 年 9 月頃、申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると主張するところ、被保険者名簿から 62 年 3 月下旬に国民年金被保険者の資格取得の事務処理が行われていることが確認できる上、申立人の前後の国民年金手帳記号番号は生年月日の順に払い出されていることから、申立期間①当時、国民年金の未加入者に対し行政側が職権により国民年金被保険者として強制的に適用し、手帳記号番号を払い出していたことが推認でき、54 年 9 月頃に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、保険料は金融機関の預金口座からの口座振替で納付していたと申述しているところ、手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①の過半である昭和 59 年 12 月以前の保険料は、時効により納付することができない上、オンライン記録において、申立期間②直後の保険料は過年度

納付されていることが確認できることから、申立期間①及び②の保険料を口座振替で納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①は 115 か月、②は 39 か月とそれぞれ長期間である上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①及び②の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母に聞き取り調査を行ったが、記憶が定かでなく具体的な供述を得ることができず、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の母が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 から 61 年 3 月 まで

私がA市にいた昭和53年2月頃、夫が将来のことを考え、私の国民年金の任意加入手続を行ってくれた。以後、国民年金保険料は私が金融機関から滞ることなく納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入して以降、国民年金保険料は金融機関から滞ることなく納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄において被保険者でなくなった日が昭和57年10月1日と記載されており、当時居住していたB県C市の被保険者名簿においても資格喪失日が同年10月1日と記載されていることから、その時期に申立人は国民年金の資格喪失の申出を行ったことが推認できることから、当該喪失日以降である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 から 47 年 3 月 まで

昭和44年12月頃、父が私の国民年金の加入手続を行ってから、私が結婚をするまでの期間、私の国民年金保険料は、父が納付していたはずなのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳に昭和44年12月に国民年金の被保険者資格を取得したことが記載されていることを理由として、同年12月に申立人の父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から48年1月頃に払い出されたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人は同年1月頃に加入手続を行い、国民年金手帳には遡って資格取得日が記載されたものと推認される。

また、加入時点において、申立期間のうち、昭和45年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、加入時期及び保険料納付の状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から同年12月まで

私は、勤務先の会社が私の国民年金保険料を納付してくれていると思っていたが、退職後に確認したところ、保険料は未納となっていることが判明したため、市役所で国民年金の加入手続を行い、未納となっていた保険料の全額を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿からA区に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和59年2月頃に国民年金の加入手続を行い、その際、56年9月2日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが推認できることから、加入手続を行った時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3484 (事案 2582 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間、61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 41 年 12 月まで
② 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

申立期間①については、この期間の国民年金保険料も特例納付したはずであり、申立期間②から④については、その前後の期間と同じく保険料の免除を申請したはずであり、前回の審議で保険料の納付又は免除が認められなかったことは納得できない。代理人である弟が平成 10 年 5 月 27 日に、A 市役所の元職員から、「申立人が免除申請の手続に来ていた。」という話を聞いており、当時の日記を提出するので再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 53 年 10 月の時点では、特例納付を行わなければならない重大な必要性があったとは認められず、特例納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立期間②から④については、4 回の申請手続が必要であり、その全てについて行政側が記録を誤るとは考え難いこと、iii) 申立人は聴取を行える状態ではなく、代理人である申立人の弟は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付及び免除申請に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母は既に

亡くなっている上、当時同居していた申立人の姉も聴取不能であることから、国民年金に加入した経緯、特例納付による納付状況、免除申請の状況等は不明であること、iv) 申立期間の保険料が納付又は免除されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付又は免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成22年7月22日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人の弟は、平成10年5月27日にA市役所の元職員と面会したことを記載した日記を提出しているが、当該元職員に照会しても、申立期間の保険料が納付又は免除されていたことを推認できる申述は得られず、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②から④までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私は、昭和49年1月から52年3月までの期間について、国民年金保険料の免除を申請した覚えが無く、妻が二人分の保険料を納付していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料の免除申請を行ったことは無いと主張しているが、申立人の所持している国民年金手帳の印紙検認記録欄の昭和48年度のページには、昭和49年1月から同年3月までの欄に「申免」の印が、49年度のページには、50年1月27日付けでA社会保険事務所（当時）の「全期間保険料免除承認」の印が、それぞれ押されている。

また、申立期間（39か月）は4年度にわたっており、4回の申請免除手続が行われたと考えられるが、そのいずれにおいても行政側が処理を誤るとは考え難い。

さらに、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付場所、保険料額及び納付方法について記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3486

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、23 歳になった昭和 50 年に A 市で国民年金の加入手続を行ったときに、「未納期間は 3 年数か月あるが、まとめて納付できる。」と言われ、未納期間の国民年金保険料を両親から援助を受けてまとめて納付したので、一部期間のみが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、申立人が A 市に転入した昭和 50 年 11 月に払い出されたことが確認でき、申立人が同時期に国民年金の加入手続を行ったことが推認できること、同時期は、第 2 回特例納付実施期間中である。

しかしながら、第 2 回特例納付の納付対象期間は、昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までであり、申立期間の国民年金保険料は第 2 回特例納付では納付することはできない。

また、申立人が加入手続を行った昭和 50 年 11 月の時点では、申立期間の保険料は時効により過年度納付することもできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3487 (事案 188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から61年3月まで

私の昭和60年9月から61年3月までの国民年金保険料は、母が最寄りのA銀行で納付していたはずであり、前回の結果に納得できないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和63年5月31日以降の時点では、時効により国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人の国民年金加入手続を行った申立人の母は、別の加入手続及び保険料納付を行ったとは主張していない上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も無いこと、iii) 申立期間の保険料の納付があったことを示す事情は存在しないことなどを理由に、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、新たな資料及び情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3488

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月から61年9月まで

私は、23歳ぐらいまで国民年金に加入していなかったが、親に勧められ、婚姻後の昭和52年頃にA市役所国民年金課で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、B銀行C支店で同年から納付書を使って納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年9月1日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人の加入手続は平成元年1月に行われ、その際、20歳に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことがオンライン記録において確認でき、この加入手続時点で、61年9月以前の保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、申立人は口頭意見陳述において、手帳記号番号が2回交付されているので、最初に交付された手帳記号番号について確認してほしいと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は申立期間も申立期間後もA市に居住しており、同一市内で同一人に二重に別の手帳記号番号を払い出すことは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、口頭意見陳述においても申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和49年4月から同年9月まで

私は、新聞又はラジオのニュースで未納分の国民年金保険料を納付できることを知り、夫婦二人分の保険料をA区B出張所（当時）でまとめて納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和53年頃、同区役所出張所で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと申述しているところ、当時、第3回特例納付制度の実施期間中であるが、申立人夫婦の特殊台帳に特例納付をうかがわせる形跡は見当たらず、特例納付した場合に作成される「附則4条納付者リスト」においても申立人夫婦の氏名は確認できない上、同区役所において特例納付を行うことはできなかった。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額を具体的に覚えていない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3490 (事案 2898 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和37年2月頃にオートバイの新規登録をするためA区役所に行ったところ、3人の職員に国民年金の加入手続を勧められ、国民年金保険料が100円程度であれば納付することが可能であると思い、その場で加入手続を行った。申立期間の保険料については、国民年金加入時にまとめて納付することを勧められたこともあり、加入時にA区役所でまとめて納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は昭和37年2月頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は加入時にA区役所でまとめて納付したと主張するところ、申立人の加入手続は49年9月頃と推認され、加入手続を行う以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った際、A市の職員から、今なら国民年金保険料を遡って納付できると言われたので、夫婦二人分の保険料をA市B出張所（当時）でまとめて納付した。私の年金記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を51年3月に過年度納付しており、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立期間直前の昭和41年4月から48年3月までの保険料について第2回特例納付制度を利用して納付しているが、申立期間は第2回特例納付の対象外の期間である上、申立期間の保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も未納である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、47年1月から同年3月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

私の夫が、新聞又はラジオのニュースで未納分の国民年金保険料を納付できることを知り、夫婦二人分の保険料をA区B出張所（当時）でまとめて納付したことを記憶しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区に居住していた昭和53年頃、申立人の夫が同区役所出張所で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと申述しているところ、当時、第3回特例納付制度の実施期間中であるが、申立人夫婦の特殊台帳に特例納付をうかがわせる形跡は見当たらず、特例納付した場合に作成される「附則4条納付者リスト」においても申立人夫婦の氏名は確認できない上、同区役所において特例納付を行うことはできなかった。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3493

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から57年3月まで

私が昭和55年8月に会社を退職後、私の年金受給について心配した父が慌てて私の国民年金の加入手続を行ってくれ、間違いなく加入当初の国民年金保険料を納付してくれた。その後は、自分の口座から引き落としで保険料を納付したのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理

申立人が昭和55年8月に会社を退職後、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続及び加入当初の国民年金保険料の納付を行い、その後の保険料は申立人の口座から引き落としで納付したと申述しているところ、A市の保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の新規加入届出日は57年10月22日であり、口座引き落としの開始日は59年4月であることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年7月15日にA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続日は57年10月に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した55年8月26日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立期間について、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与して

おらず、保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっていることから申立期間の保険料の納付状況は不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間、57年4月から59年9月までの期間及び60年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
② 昭和 57 年 4 月から 59 年 9 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和52年12月13日に個人で会社を設立したとき、A市役所で国民年金への切替手続を行った。その後、会社の経理及び個人の確定申告も税理士事務所に委託していたところ、妻だけ申立期間の保険料が納付済みとなっており、私だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実は記録されておらず、A市が保管している国民年金被保険者名簿の検認済記録とも一致していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は3期間で合わせて78か月に及んでおり、複数回かつ長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3495（事案 1074 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 44 年 12 月まで

私が昭和39年10月に勤務先を退職後、区役所の人が自宅に来て、国民年金の加入を勧められ、後日、自分で区役所出張所に行って国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を区役所出張所で現金で納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している国民年金手帳に、申立人が昭和48年4月13日に初めて国民年金の被保険者資格を任意で取得したことが記載されており、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3496

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和49年4月にA区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は納付書に現金を添えて同出張所で納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月にA区役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は納付書に現金を添えて同出張所で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及びA区の保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の加入手続きは52年1月に行われたことが推認でき、この時点で、申立期間のうち、49年9月以前の保険料は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時の納付状況について記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年2月まで

私は、昭和48年3月に大学卒業後、同年4月から国民年金に加入し、A（職種）として勤務を始めた。その後、51年3月に結婚するまで、国民健康保険及び国民年金に加入し、それぞれの保険料を納付した。保険料の納付方法は記憶に無いが、毎年、社会保険料控除として確定申告していたことを記憶している。申立期間が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険料及び国民年金保険料を納付し、毎年、社会保険料控除として確定申告をしていたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月1日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は同年7月に行われたものと推認でき、この時点で、申立期間は時効により納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、B市の保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3498

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は学生であったので、昭和58年8月に母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、送付されてきた納付書に現金を添えて郵便局で納付したのに、未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び第3号被保険者の該当処理日から平成5年1月下旬に行われ、その際、遡って国民年金の被保険者資格を取得したことがオンライン記録において確認でき、この時点で、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年6月まで

私は、大学卒業後の昭和52年4月から県内でA（職種）をしており、B市C区の自宅を不在にすることが多く、国民年金保険料の納付を怠っていたが、B市役所から連絡を受け、同居していた父が国民年金の加入手続及び申立期間の保険料をまとめて納付してくれたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及びB市の保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の加入手続は昭和55年3月下旬に行われたことが推認でき、特殊台帳によれば、申立期間直後の53年7月から54年3月までの国民年金保険料が55年8月に納付されているところ、この時点では、申立期間は時効により納付することができなかったものと推認され、上記被保険者名簿及び特殊台帳においても、申立期間は未納とされており、オンライン記録とも一致する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 23 日から 52 年 7 月 10 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 1 月 1 日まで

私は、A社及びB社（現在は、C社）に勤務していた期間について、給与明細書に記載された給与支給額とねんきん定期便で確認した標準報酬月額に差異があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②について、申立人から提出されたA社及びB社における給与明細書から、申立期間の一部において給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている月が存在することが確認できるものの、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 26 日から同年 9 月 26 日まで
私は、昭和 36 年 5 月に A 社に入社し、同社の B (部門) が独立したため、37 年 1 月 1 日に C 社に移り、38 年 9 月 25 日に退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 9 月 25 日まで C 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 37 年 1 月から 38 年 9 月までの期間について厚生年金保険の被保険者資格を取得している 28 人を把握し照会したところ、回答を得た 9 人のうち、申立人を知っていると回答した 3 人からは、申立人の退職日について具体的な供述は得られず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、上記 9 人のうち 7 人は、「当該事業所での厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無い。」と回答している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月から同年 7 月まで

私は、昭和36年2月1日にA社（現在は、B社）C支店から同社本店D部へ異動し、同日付けで同社本店D部において厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、その資格取得時から同年7月までの標準報酬月額が、その直前の期間の標準報酬月額と比較すると、2万4,000円から1万4,000円へ下がっている。その期間に給料が下がった事実はなく、事務手続上の誤りと思われるので、申立期間の標準報酬月額を下がる前の2万4,000円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において給与が減額した事実はなく、異動前の2万4,000円の標準報酬月額が正しい。」と主張している。

しかし、B社は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は現在保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の保険料控除額を確認することができない。

また、A社本店D部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している被保険者4名の標準報酬月額の推移をみると、3名は資格取得時と次の定時決定時における標準報酬月額が一致しているが、1名は資格取得時の標準報酬月額が申立人と同じ1万4,000円であるところ、申立人と共に6か月後に随時改訂が行われて同じく2万6,000円に引き上げられていることから、申立人のみが特殊な取扱いを受けたことはうかがえない上、当該名簿に遡及訂正等

の不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から5年3月31日まで
私は、申立期間当時、A社の代表取締役として勤務し、申立期間において100万円くらいの報酬をもらっていたと記憶しているのに、国の記録において標準報酬月額が8万円とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、オンライン記録により、同日以後の同年4月14日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年4月から5年2月までの期間について53万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、年金事務所による書面調査において、記録の訂正が行われた期間において事業主であったこと及び社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所（当時）への届出に必要となる代表者印について「金庫に入れて自分自身で管理していた。」と申述していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である申立人が、その処理に関与しながら当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 10 日から 60 年 6 月 1 日まで

私は、昭和56年7月から60年5月末日までA社に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険の資格喪失日が57年9月10日になっており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が欠落していることに納得できない。また、同年*月には長男が生まれ、健康保険証を使用していたはずであり、雇用保険は60年5月末日までの加入記録が確認できることから、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言及び元同僚の証言並びに雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、昭和57年9月10日に厚生年金保険の任意包括適用事業所でなくなっており、申立期間は任意包括適用事業所でなくなった後の期間である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、日付は不明であるが、申立人が健康保険証を返納していることが確認できる。

また、元事業主は、「当時、短期間での退職者が多く、社会保険（厚生年金保険、健康保険）の手続が煩雑となったため、社会保険事務所（当時）や会計士と相談して任意包括適用事業所の脱退手続を行った。」と回答しているところ、元事業主は、任意包括適用事業所でなくなった2か月後の昭和57年11月10日に国民年金に任意加入し、60年5月末日まで継続して国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚二人は、昭和55年7月から56年10

月まで元事業主の夫が経営していたB社における厚生年金保険の被保険者記録はあるが、申立期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録は無く、唯一連絡が取れた元同僚からは、申立人の勤務期間についてまでの供述を得ることができない。

加えて、元事業主は、「既に事業所を閉鎖していて、賃金台帳等の関係資料は破棄した。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から25年4月1日まで
私は旧制のA大学を卒業してから、いくつかの米駐留軍関係の施設に昭和23年3月から33年2月まで継続して勤務したが、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B市は、申立人のB市入庁前の職歴について、「申立人は、昭和23年4月から33年2月まで米駐留軍要員と申告している。」と回答していることから、申立人は、申立期間のうち23年4月から33年2月まで米駐留軍関連の施設に勤務していたことは推認できる。

しかし、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保健局長通知)により、進駐軍施設に勤務する日本人従業員は24年1月1日から順次被保険者として適用することと決定されたと通知しており、申立期間のうち、これ以前の期間は、同法が適用される前の期間である。

また、県内に所在した米駐留軍施設関連の記録を保管するC(機関)は、申立人の厚生年金保険の加入記録について、「オンライン記録と同じであり、申立期間に米駐留軍施設で勤務していたとの記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3439 (事案 2338 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 9 月に兄と一緒に、A事業所で勤務し、その後、弟を誘って入社させた。弟の厚生年金保険の被保険者記録は、同年 10 月 25 日から 42 年 4 月 21 日まで記録があるのに、私の厚生年金保険の被保険者記録が弟より短いことに納得できないので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A事業所に申立期間当時勤務していた元同僚はいずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主は所在が不明であり、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができないことから、平成 22 年 9 月 1 日付けで申立人に対し、年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料として、8名の当該事業所の元同僚の姓を挙げているが、これらの姓のうちA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録が確認できるものは、1名いるものの、所在が不明のため申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、A事業所において新たな被保険者手帳記号番号を取得しているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿において、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 42 年 3 月 1 日と記録され、オンライン記録と一致しており、記録管理に不自然さは認

められない。

さらに、申立人は、当該事業所が申立期間後、B事業所と合併し、そのとき、申立人が姓のみ記憶している元同僚8名もB事業所に異動していると主張していることから、念のため、オンライン記録により、B事業所の厚生年金保険の被保険者記録について、これらの姓に該当する者について確認したところ、このうち、該当する者が2名おり、連絡の取れた1名は、申立人を記憶しておらず、もう1名は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月 21 日から 53 年 2 月 26 日まで
② 平成 17 年 8 月 1 日から 18 年 3 月 21 日まで
③ 平成 18 年 7 月 18 日から 20 年 4 月 16 日まで

私は、昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月まで A 社に勤務したときの標準報酬月額は 9 万 2,000 円となっているが、基本給だけでもこれより 3 万円から 4 万円程度高かった記憶があり、残業代、交通費も含まれていない。また、平成 17 年 8 月から 18 年 3 月まで勤務した B 社では、標準報酬月額に交通費 3 万 8,950 円が含まれていない。さらに、同年 7 月から 20 年 4 月まで勤務した C 社では、標準報酬月額に 6 か月分の定期代である 15 万 8,850 円が含まれていない。これらについて納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入記録がある元同僚 9 名のうち、所在が判明し回答を得ることができた 2 名は、「申立期間当時の自身の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

また、企業年金連合会から提出された D 厚生年金基金から引き継いだ厚生年金基金加入員台帳において、申立人の申立期間①の標準報酬月額は 9 万 2,000 円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、事業主は、「申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は保存期間経過のため保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に

基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、当該事業所において、申立期間②に厚生年金保険に加入記録がある元同僚5名のうち、所在が判明した2名は、「申立期間当時の当該事業所における自身の厚生年金保険の標準報酬月額について不自然さは無かった。」と供述している。

また、B社が加入しているE健康保険組合から提出された被保険者記録より、申立人の標準報酬月額は、平成17年8月から18年1月までの期間は26万円、同年2月が32万円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の協力を得られなかったことから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、事業主は、「申立人は総合職として採用され、F（部門）配属であり、平成18年9月から支給している交通費は旅費であり、通勤交通費ではない。」と回答している上、事業主から提出された申立期間③に係る賃金台帳により、各月の給与から控除されている厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）に届け出られている標準報酬月額（30万円）に見合う額であることが確認できる。

また、C社が加入しているE健康保険組合から提出された被保険者記録より確認できる申立人の申立期間③の標準報酬月額、事業主から提出された資格取得時標準報酬決定通知書及び資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致する。

このほか、申立期間③において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3441 (事案 2195 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 12 月まで

私の夫は、申立期間にA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたはずであり、厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できないので、もう一度調査をしてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間当時の元同僚に申立人のことを記憶している者は一人もおらず、当該事業所の元事業主及び元事務長は既に死亡していることから、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができないこと、ii) 申立期間当時のA事業所を承継している現在のB事業所は、当時の関係書類の所在は不明で、申立期間当時の申立人の勤務実態等について確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 7 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てについて、申立人の妻は、当該事業所でC（作業）又はD（作業）として勤務していたはずであるとして再調査を求めているが、新たな資料及び情報の提供は無い。

また、今回新たに当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士の存在が確認できたことから、当該社会保険労務士に照会した結果、申立期間当時の健康保険・厚生年金保険被保険者台帳及び雇用保険の届出記録を保管しており、これらの記録において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険・厚生年金保険被保険者台帳において健康保険の整理番号

に欠番は無い。

さらに、当該社会保険労務士の証言から、申立期間中の事業所名が不明の雇用保険の加入記録（昭和 47 年 9 月 25 日から同年 9 月 29 日）が、当該事業所における申立人の加入記録ではないことが判明した。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3442 (事案 154 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 31 日から 56 年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和 52 年 11 月から 57 年 2 月まで継続して勤務していた。厚生年金保険の加入記録によると 53 年 8 月 31 日に被保険者資格を喪失し、56 年 6 月 1 日に再度資格取得したと記録されているが、この間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の保管する昭和 52 年 11 月及び 56 年 6 月の入社に伴う健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書並びに 53 年 8 月及び 57 年 2 月の退職に伴う健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書による資格取得日及び資格喪失日は、それぞれオンライン記録と一致している上、厚生年金保険料控除を確認できる関係資料は無く、口頭意見陳述においても申立人の主張を裏付ける事情が認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人からは新たな資料等の提示は無い上、申立人は、第 1 回目の離職後に離職票の交付を受け、失業給付が支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 56 年 6 月にA社に再入社するに当たり、新たに厚生年金保険の被保険者記号番号を取得しているところ、厚生年金保険年金手帳記号番号払出簿により、同月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A社において申立人が初めて資格取得したときの被保険者整理番号の前後の計 60 人を調査したところ、当該事業所で取得及び喪失を繰

り返した者が申立人を含め 13 人いる。

このほか、当委員会の当初の年金記録の訂正が必要でないとする決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3443 (事案 794 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から34年7月29日まで

私は、昭和31年7月にA社に入社し、B社のC工場内で勤務した。私が紹介してA社に私よりも後から入社した人には厚生年金保険の被保険者期間があるのに、私には同社での厚生年金保険の被保険者期間の記録が無いことに納得できない。また、私をA社に紹介してくれた人に聞いたところ、私と一緒に同年に同社で働いていたと供述しているので、そのことを新しい事実として申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された元同僚名の覚書を基に調査した結果、連絡の取れた4人のうち3人は、当該事業所の被保険者名簿により、それぞれが記憶している入社日より1年半から2年半後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同覚書に記載されている者で当該事業所における被保険者記録が確認できない者もいることから、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金保険について従業員ごとに異なった取扱いをしたことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立人を当該事業所に紹介した元同僚の証言により昭和31年から当該事業所で勤務していたと主張しているところ、当該元同僚に再度聴取したが、申立人を紹介した時期について「私が31年11月頃に入社して、すぐに紹介するということはないだろうから、32年の正月頃だったのかもしれない。」と供述しており、申立人の入社時期を特定できない。

また、A社で経理を担当していた元同僚は、「A社が雇用しB社の工場内で働くいわゆる「D（職種）」については、B社の臨時従業員になってしまうことが多く、健康保険と厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、「D（職種）」として当該事業所で勤務した複数の元同僚は、働き始めた時期と厚生年金保険に加入した時期までに1年から2年の期間の相違が確認できるところ、「年月は不明だが、「D（職種）」の仕組みについて指導が厳しくなり、仕事内容も勤務場所も変わらないままB社に直接雇われるようになった。」と供述している上、前述の経理担当者も、「ある時期から「D（職種）」の仕組みなどについて指導が厳しくなり、その頃から従業員全員を厚生年金保険に入れていると思う。」と供述していることから、ある時期からいわゆる「D（職種）」といわれる従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いとしたことがうかがえるが、その時期について具体的な証言を得ることはできず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、当委員会の当初の年金記録の訂正が必要でないとする決定を変更すべき新たな関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月から 55 年 4 月まで

私は、昭和 54 年 4 月、A社に入社し、55 年 5 月まで同社に継続勤務していたが、54 年 8 月から 55 年 5 月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が事実と相違している。同社では、B（職種）であり、給与は固定給に歩合給を加えたものであり、入社後 3 か月間は全く契約がとれなかったが、4 か月目から営業成績が上がり、54 年 8 月から月収 100 万円くらいの収入があり、当該年度の営業成績がトップとなった。申立期間の標準報酬月額について調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社に入社した元同僚は、「給与は固定給と歩合給からなり、歩合給は月変動するので、標準報酬月額は固定給での届出となっているのではないか。自分の記録はそうなっている。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じく昭和54年4月にB（職種）で採用された上記元同僚を含む元同僚4人の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同額の15万円である上、同年10月1日の定時改定において個人差はあるがそれぞれの標準報酬月額は増額しており、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの記録管理の不自然さは認められない。

さらに、申立期間当時、A社にB（職種）として勤務していた元同僚から提出された給与明細書（昭和55年1月から同年6月）において、控除されている厚生年金保険料額は、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に見合う保険料額と一致している。

加えて、当該事業所は、既に解散している上、元事業主は死亡しており、賃金台帳等の関係資料の所在は不明であることから、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3445

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から25年7月1日まで
② 昭和25年7月1日から27年3月1日まで

私は、A社に昭和19年10月から25年6月まで、B社に同年7月から33年4月まで勤務した。名称は変わったが、両社は同一事業所であったことから、継続して勤務しており、厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることに納得できないので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元同僚は、「昭和22年又は23年頃入社し、申立人と同じくB社に継続して勤務していた。」と供述している。

しかし、上記元同僚の厚生年金保険の加入記録は、B社における昭和27年3月1日からであり、A社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、新規適用時(昭和19年6月1日)から適用事業所でなくなった日(21年3月20日)までに被保険者資格を取得した者52名のうち、厚生年金保険の記録が確認できる者が8名いるが、1名は死亡、残り7名の記録は基礎年金番号に統合されていないため連絡先が不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、当該事業所は昭和21年3月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在は不明であることから、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 27 年 3 月 1 日であることから、申立期間②は適用事業所になる前の期間である。

また、申立人同様にA社の被保険者名簿及びB社の被保険者名簿の双方において、氏名が確認できる者及び当該事業所が適用事業所になる前から勤務していたとする複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得は、いずれも当該事業所が適用事業所となった昭和 27 年 3 月 1 日であり、申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はいない。

さらに、申立人の長女が氏名を挙げた元同僚 2 名の記録は基礎年金番号に統合されていないため連絡先が不明で、申立人の申立期間②当時の勤務実態について調査ができない。

加えて、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び賃金台帳、源泉徴収票等の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間②当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月19日から34年7月2日まで

私は、昭和26年暮れに郷里であるA県B市（現在は、C市）からD区Eへ転居し就職先を探していたところ、近所に居住していた実姉の友人に紹介されて、27年2月からF区にあるG社に入社し、H（作業）に従事し、34年11月30日まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、昭和27年4月19日に撮影と裏書きのあるG社における従業員による日帰り旅行の写真に写っている複数の元同僚は、「申立人は、写真が撮影された時期に勤務していた。」と供述していることから、申立人は、入社時期は不明であるが、申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、G社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年7月1日であり、申立期間のうち同日より前の期間は、適用事業所になる前の期間である。

また、上記写真を見た元同僚は、「申立期間当時、写真に写っているのは14人であるが、それより4～5人多く従業員がいた。」と供述している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和28年7月1日の新規適用時に被保険者資格を取得している者は10人であることから、当該事業所では、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた訳ではないことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、平成17年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、適用事業所でなくなったときの当時の事業主は、

「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の賃金台帳、源泉徴収票等の所在は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除について確認できない。

加えて、申立人は、G社で新たに厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、厚生年金保険払出簿により、申立人は、昭和 34 年 7 月 2 日にG社において資格取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 11 月 12 日から 58 年 1 月 13 日まで
② 昭和 58 年 2 月 13 日から同年 9 月 9 日まで
③ 昭和 58 年 9 月 9 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、A（職種）が産休や育休で休暇を取る間の代替要員として、B 事業所、C 事業所及びD 事業所に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人から提出されたE（資料）により、申立人は、申立期間①にB 事業所、申立期間②にC 事業所及び申立期間③にD 事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、F（機関）G 部H 課 I 係では、A（職種）の代替要員の厚生年金保険の適用について、「臨時的任用教職員（産休・育休代替）の健康保険・厚生年金保険制度の運用について」より、A（職種）の代替要員の厚生年金保険の適用は 59 年 4 月 1 日からであると回答しているところ、J 教育委員会及びK 教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同日であり、申立期間①及び③は適用事業所になる前の期間である。

また、申立期間②については、L 教育委員会は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立期間②も適用事業所であった。

しかし、C 事業所において、申立人と同様に代替要員として勤務していた者はおらず、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

なお、オンライン記録により、E（資料）に記載されている昭和 59 年 4 月 1 日以降に申立人が勤務した他のA（職種）の代替要員期間は、全て

厚生年金保険の被保険者期間となっている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3448 (事案 2128 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 31 年 2 月まで
② 昭和 31 年 4 月から同年 8 月まで

私は、昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月 16 日まで A 社に勤務し、その後、同年 4 月から 32 年 7 月 21 日まで B 社の C 事業所に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A 社の事業主は「昭和 46 年に発生した火災により、申立期間当時の従業員に係る資料を焼失したため、申立人の申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答していること、ii) 申立期間①当時の元同僚として申立人が氏名を挙げた 6 名に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうち 2 名から回答が得られたが、「申立人のことは記憶していない。」と証言しており、申立期間①における申立人の勤務実態は確認することができないこと、申立期間②に係る申立てについては、iii) 申立人が当該事業所に入社する以前から勤務していたとする元同僚として申立人が氏名を挙げた者のうち、当該事業所における厚生年金保険被保険者の記録が確認できた 2 名も、申立人と同日に被保険者の資格を取得していることが確認できること、iv) 当該元同僚は、「申立人のことは記憶しているが、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況、保険料の控除については不明である。」と証言していること、v) 事業主は「申立期間において、申立人からの保険料控除の有無については不明である。」と回答していること、vi) B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社から提出された被保険者名簿に申立人の氏名は確認できるが、被保険者の資格を取得した日は、昭和 31 年 9

月 1 日になっている上、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②において、健康保険の整理番号に欠番は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間①について、今回、申立人は、「昭和 30 年 4 月から A 社に勤務していたことは間違いないので、元同僚等の再調査をしてほしい。」と主張している。

しかしながら、申立期間①当時の支配人及び申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名に再度照会したところ、元支配人は「申立人を覚えていない。」と再度証言している上、元同僚 2 名のうち回答のあった 1 名は「申立人を覚えてはいるが、勤務期間までは不明である。」と証言しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、上記以外で申立人が氏名を挙げた元同僚 5 名については、そのうち 4 名は所在が判明せず、残る 1 名は既に死亡していることから、申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「昭和 31 年 4 月から C 事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間当時の支配人及び事務担当者を再調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、申立人は当該事業所の支配人及び事務担当者の氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定することができないため、聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所が加入する D 健康保険組合に申立人の健康保険加入記録を照会したが、「保存期限を経過しているので不明である。」と回答しており、申立人の保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 21 日から 61 年 1 月 21 日まで

私は、申立期間当時、所在地も代表者も同一のA社及びB社の両社の業務に携わっており、仕事内容の変更も無かったので、B社又はA社のどちらかの会社で厚生年金保険に加入していたはずである。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間について、B社又はA社のどちらかの会社で厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張している。

しかし、申立人の供述から申立期間において申立人が勤務していた事業所名を特定することができない上、元同僚に照会したが、具体的な証言を得ることができず、申立人の勤務先及び勤務実態について確認することができない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しており、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点における元事業主は「申立期間当時のことは一切不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点の事業主は、「当社は登記上現存しているが、実態としては事業を廃止している。申立期間当時のことは全く不明である。」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、雇用保険の加入記録については、申立人のA社における離職日

は昭和 58 年 8 月 20 日と記録されており、退職日の翌日を資格喪失日とする厚生年金保険の加入記録と符合している上、当該離職日以降、61 年 5 月に再取得するまでの期間、雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 16 日から同年 11 月 1 日まで
私は、昭和 62 年 3 月 16 日から 63 年 4 月 30 日まで A 社 B 支店に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が 62 年 11 月 1 日から 63 年 5 月 1 日までとされていることは納得できないので、調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された人事索引簿により、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時は入社日と同日で厚生年金保険被保険者の資格を取得させる取扱いではなく、当社の厚生年金保険被保険者名簿を確認した結果、申立人の資格取得日は昭和 62 年 11 月 1 日である。」と回答している。

また、申立人と同時期に入社した元同僚 6 人に厚生年金保険の適用状況について照会したところ、うち 3 人が自身の入社時期を記憶していたが、オンライン記録において、いずれも自身が記憶する入社日からおおむね 6 か月から 9 か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所が加入している健康保険組合及び厚生年金基金における申立人の資格取得日はいずれも昭和 62 年 11 月 1 日となっており、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 3451

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までA社に勤務していたにもかかわらず、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

また、その後、B事業所（現在は、C事業所）に昭和 36 年 4 月 26 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入日が同年 6 月 1 日とされていることは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和 35 年 7 月 1 日から同年 11 月 30 日までA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社は閉鎖登記簿謄本により、平成 21 年 1 月に解散していることが確認できるところ、代表清算人は「申立期間①当時の資料は保存していないので、当時の状況は不明である。」と回答している。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主は死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①の前後に厚生年金保険の被保険者期間を有する複数の元同僚に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したが、全員が、「申立人のことを記憶していない。」と証言しており、

申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「B事業所に昭和36年4月26日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入日が同年6月1日とされていることは納得できない。」と主張している。

しかしながら、C県は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について、当時の資料が保管されていないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、C県から提出された申立人に係る初任給調査票の記載から、申立人は、申立期間②当時、B事業所において日々雇用職員として勤務していたことが確認でき、申立期間②の前後において、申立人と同様に日々雇用職員として当該事業所に勤務していた複数の元同僚の在職期間及び厚生年金保険の加入記録を調査したところ、勤務開始後、1か月から10か月後に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間②当時、当該事業所では、日々雇用職員を雇入れと同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月から 53 年 8 月まで
② 平成元年 10 月から 2 年 8 月まで
③ 平成 4 年 10 月から 6 年 8 月まで

私が A 社 B 事業所に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、それぞれ直前の期間の標準報酬月額と比べて低い金額で記録されているが、支給されていた給与が下がったことはないので、調査して私が主張する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間①について、A 社は「申立期間①に係る賃金台帳は保存期限経過のため廃棄済みであり、申立てどおりの届出及び厚生年金保険料の納付について不明である。」と回答している上、当時の同僚からは、申立期間①における申立人の保険料の控除について具体的な証言を得ることはできず、申立期間①当時の申立人の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が事業主により申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人の給与から控除されている保険料額に見合う標準報酬月額は、それぞれ 38 万円及び 41 万円であり、オンライン記録と一致している。

また、事業主は「申立期間当時、社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金に提出する届出用紙は複写式のものを使用していた。」と回答

しているところ、当該事業所が加入していたC厚生年金基金（現在は、D企業年金基金）における標準給与と申立期間①、②及び③に係るオンライン記録は一致する上、E健康保険組合が保管する平成2年9月以降の標準報酬月額記録はオンライン記録と一致していることが確認できることから、事業主は、申立期間①、②及び③について、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を行ったものと推認される。

さらに、当該事業所の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額記録とオンライン記録は一致しており、申立人の申立期間①、②及び③における標準報酬月額の引下げや遡及訂正等の不自然な記録訂正がなされた形跡はうかがえない。

このほか、申立人が事業主により申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月 31 日から 62 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 5 月 2 日に A 社（現在は、B 社）の子会社である C 社に入社と同時に取締役就任し、勤務していた。厚生年金保険の加入については親会社である A 社の厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の取締役であり経理担当者である元事業主の妻は、「申立人は、当初から子会社の C 社に取締役として入社したが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、親会社である A 社の厚生年金保険に加入させていた。しかし、経理上の理由で、昭和 60 年 10 月から C 社が 62 年 4 月 1 日に適用事業所になるまでの期間については、厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と供述している。

また、A 社及び C 社の元事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人は A 社において昭和 60 年 10 月 31 日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、同時に提出された C 社の同年 9 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 6 月までの期間の従業員給料計算書により、保険料は翌月控除であることが確認できるところ、申立人に係る 60 年 11 月の欄には「この月より社会保険料預かりなし」、62 年 5 月の欄には「この月よ

り社会保険料預かり」とそれぞれ記載され、申立期間に係る給与から保険料の控除は行われていないことがうかがわれる。

加えて、申立人の元同僚は、「申立期間は、社長から国民年金に加入するようにと言われたので、自身で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」と供述しており、オンライン記録において、当該元同僚は申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。